

財団法人高知県体育協会スポーツ科学委員会設置規程

(設 置)

第1条 財団法人高知県体育協会（以下「協会」という。）寄附行為第37条の規定に基づく専門委員会として、協会スポーツ科学委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的及び事業)

第2条 委員会は、スポーツ医・科学の普及啓蒙を図り、スポーツの振興に寄与するため、次の事業を行う。

- (1) 競技者の健康管理と競技力向上の援助
- (2) スポーツ医・科学に関する調査研究と資料の収集
- (3) スポーツ医・科学に関する研修会の開催
- (4) 競技会に際しての医事活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 協会理事会が選出する若干名の委員
 - (2) 委員長が委員会に諮って選出する若干名の委員
 - (3) 高知県スポーツドクター協議会の推薦を受けて、協会会長が委嘱する若干名の委員
- 2 委員の任期は、2年とする。
- 3 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名
- 2 委員長は、前条第1項第1号に掲げる委員のうちから、協会会長が委嘱する。
- 3 副委員長は、委員会において互選する。

第5条 委員長は、委員会の業務を掌理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は、委員の任期とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまで、なお、その職務を行う。

(幹 事)

第7条 委員会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、委員長が委嘱する。
- 3 幹事は、委員会の業務について、委員を補佐する。

(委員会の会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員会の運営、事業その他重要な事項を審議決定する。
- 3 委員会の会議は、委員現在数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 4 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(他の組織との関係)

第9条 委員会は、その目的を達成するため、高知県スポーツドクター協議会その他の関係団体との連携を図り、事業を推進するものとする。

(規程の改正)

第10条 この規程を改正しようとするときは、協会会長は、あらかじめ、委員会の意見を聴くものとする。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等について、必要な事項は、そのつど委員長が定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月18日から施行する。